

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則(昭和60年那覇市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(駐車マス及び車路)</u></p> <p>第2条 駐車施設は、<u>駐車の用に供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車の用に供する部分を1台ごとに区分しなければならない。</u></p> <p>(特殊な装置を用いる駐車施設)</p> <p>第3条 条例第7条第2項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設は、<u>次の各号に掲げる駐車施設で自動車の出入及び道路交通に支障のない空地进行を有するものとする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場法施行令第15条の認定基準について(昭和43年10月16日付建設省都市再発第53号都市局長通達)に基づき、国土交通大臣が認定した特殊駐車装置を用いた駐車施設</u></p> <p>(2) <u>駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第12条から第14条までの規定に適合する装置と同等以上の効力のある装置を設けた駐車施設</u></p> <p>(届出等)</p> <p>第4条 条例第9条の規定による届出は、<u>駐車施設附置(変更)届出書(第1号様式)に別表に掲げる図面を添えて行うものとする。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により届け出た駐車施設のうち、条例第7条第2項に規定する特殊な装置を用いるもの又は条例第8条第1項に規定する附置場所特例により設置するものについては、当該駐車施設の</p>	<p>(特殊な装置を用いる駐車施設)</p> <p>第2条 条例第7条第2項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設は、<u>駐車場法施行令第15条の認定基準について(昭和43年10月16日付建設省都市再発第53号都市局長通達)に基づき国土交通大臣が認定した特殊駐車装置を用いた駐車施設で、自動車の出入り及び道路交通に支障のない空地进行を有するものとする。</u></p> <p>(届出等)</p> <p>第3条 条例第9条の規定による届出は、<u>駐車施設附置(変更)届出書に別表第1に掲げる図面を添えて行うものとする。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により届け出た駐車施設のうち、条例第7条第2項に規定する特殊な装置を用いるもの又は条例第8条第1項に規定する附置場所特例により設置するものについては、当該駐車施設の</p>

位置、規模、構造、設備等が条例及びこの規則の規定に適合するときは、特殊駐車装置(駐車施設附置場所特例)認定書(第2号様式)により届出者に通知するものとする。

(立入検査の身分証票)

第5条 条例第12条第2項に規定する立入検査を行う職員の身分を示す証票は、第3号様式に定めるところによる。

(措置命令書)

第6条 条例第13条第2項に規定する措置命令書は、第4号様式に定めるところによる。

[別表 別記]

[第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

[第4号様式 別記]

位置、規模、構造、設備等が条例及びこの規則の規定に適合するときは、特殊駐車装置(駐車施設附置場所特例)認定書により届出者に通知するものとする。

(立入検査の身分証票)

第4条 条例第12条第2項に規定する立入検査を行う職員の身分を示す証票は、建築物・駐車施設立入検査証によるものとする。

(様式)

第5条 条例及びこの規則の規定による別表第2に掲げる文書の様式は、市長が定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

[別表第1 別記]

[別表第2 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表

	図面の種類	明示すべき事項
建築物	配置図 ($S=1/200$ 以上)	[略]
	各階平面図 ($S=1/100$ 以上)	縮尺、方位、間取及び各室の用途
駐車施設	付近見取図(国土基本図) ($S=1/2,500$)	附置場所特例の認定を受ける駐車施設にあっては、当該建築物との直線距離を記入
	配置図 ($S=1/200$ 以上)	[略]
	各階平面図 ($S=1/100$ 以上)	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

	図面の種類	明示すべき事項
建築物	配置図	[略]
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
駐車施設	付近見取図	附置場所特例により駐車施設を設置する場合は、当該建築物との直線距離
	配置図	[略]
	各階平面図	[略]

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

文書の名称	根拠条項
駐車施設附置(変更)届出書	第3条第1項
特殊駐車装置(駐車施設附置場所特例)認定書	第3条第2項
建築物・駐車施設立入検査証	第4条
措置命令書	条例第13条第2項

駐 車 施 設 附 置 届 出 書
変 更

次のとおり駐車施設を 附置 しますので、那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

那覇市長 殿

届出者 住 所
氏名又は
名 称 (印)

建	1	建築物位置	那覇市						
	2	地域・地区	(1) 商業・近隣商業地域		(2) 周辺地区				
築 物	3	主要用途			4	構造			
	規 模	5	新 築	増築・用途変更		合 計			
				増減部分	既存部分				
		特定部分	m ²	m ²	m ²	m ²			
		非特定部分	m ²	m ²	m ²	m ²			
駐車施設規模の算定基礎となる面積・算定台数				m ²	台				
駐	6	設置場所					7	上記建築物からの距離	m
	8	設置者住所 氏名							
車	9	規 模	建築物内	台	建築物外	台	合 計	台	
			増築・用途変更前の規模						台
施 設	10	特殊装置の 構造概要							
	11	同一敷地内 に駐車施設 を附置でき ない理由							

[注]

- 1 1欄から5欄まで及び9欄は共通届出欄とし、6欄、7欄、8欄及び11欄は届出駐車施設が附置場所特例の認定を受ける場合に記入し、10欄は届出駐車施設が特殊駐車装置の許可を受ける場合に記入して下さい。
- 2 駐車施設附置場所特例認定の場合は、当該駐車施設に係る権利関係を証するために登記簿謄本と使用承諾書又は賃貸契約書を添付して下さい。

[改正前 別記]

第2号様式

特殊駐車装置
駐車施設附置場所特例認定書

年 月 日付けで届出のあった について
審査の結果認定するので通知します。

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

殿

那覇市長



建	1 建築物位置	那覇市					
	2 地域・地区	(1) 商業・近隣商業地域 (2) 周辺地区					
	3 主要用途				4 構造		
築	5	新 築	増築・用途変更			合 計	
			増 減 部 分	既 存 部 分			
	規	特 定 部 分	m ²	m ²	m ²	m ²	
	模	非特定部分	m ²	m ²	m ²	m ²	
物	模	駐車施設規模の算定基礎となる面積・算定台数			m ²	台	
駐	6 設置場所				7 上記建築物からの距離	m	
	8 設置者住所 氏名						
車	9 規 模	建築物内	台	建築物外	台	合 計	台
		増築・用途変更前の規模					台
施	10 特殊装置の 構造概要						
	11 同一敷地内 に駐車施設 を附置でき ない理由						

(表)

建築物・駐車施設立入検査証		第 号
所属 那覇市		課
氏名		
年 月 日生		
契 印		
上記の者は、那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第12条の規定により立入検査をすることができる職員であることを証する。		
那覇市長		印
年 月 日発行		

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

本証は、建築物又は駐車施設の立入検査をする場合は常時携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例(抜すい)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

第 年 月 日 号

住 所
氏名又は
名 称

殿

那覇市長

印

措 置 命 令 書

建築物の所在地
建築物の用途及び規模

上記の建築物は、那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第
条の規定に違反しているので、同条例第13条の規定により次のとおり命ずる。

記

1 措 置

2 理 由

3 措置期限年月日 年 月 日